

議案第 5 3 号

三田市自家用有償旅客運送条例の制定について

三田市自家用有償旅客運送条例を次のとおり定める。

令和 3 年 6 月 3 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市自家用有償旅客運送条例

(趣旨)

第1条 この条例は、市民等の日常生活に必要な移動手段の確保を図るため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定による国土交通大臣の行う登録を受けて三田市が行う自家用有償旅客運送（以下「旅客運送」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(運行路線等)

第2条 旅客運送の運行路線及び対象地域は、別表第1のとおりとする。

(旅客運送の対象となる者の範囲)

第3条 旅客運送の対象となる者は、規則で定める。

(運行日等)

第4条 旅客運送の運行日及び運行時刻は、市長が別に定めて告示するものとする。

(運行の制限)

第5条 市長は、天災その他やむを得ない事由により運行上支障があると認めるときは、運行区間及び運行時刻を一時変更し、又は運行を一時中止することができる。

(使用料)

第6条 旅客運送を利用する者は、使用料を支払わなければならない。

2 1回の旅客運送の利用に係る使用料は、別表第2のとおりとする。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第8条 使用料は、還付しない。ただし、第5条の規定により旅客運送を利用できなかった場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第9条 利用者は、旅客運送の安全保持のため、旅客運送に従事する者の指示に従わなければならない。

(利用の制限)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者の乗車を拒み、又は降車させることができる。

- (1) 乗車定員を超えて乗車しようとするとき。
- (2) 前条の指示又は運行上必要な措置に従わないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、運行上危険があると認めるとき。

(原状回復及び損害賠償)

第11条 使用者は、その責めに帰すべき理由により、旅客運送の施設又は設備を汚損し、破損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(委託)

第12条 旅客運送に係る運行業務については、一部又は全部を委託することができる。

(過料)

第13条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

路線	起点	主な経由地	終点	対象地域
上青野小野線	上青野、下青野又は北浦地内	上青野、下青野又は北浦地内	神姫バス 小野停留所	上青野、下青野及び北浦

別表第2（第6条関係）

区分	金額
大人	200円
小人	100円
幼児	無料
障害者等	100円

備考

- 1 この表において「大人」とは中学生以上の者を、「小人」とは小学生を、「幼児」とは小学校就学前の者をいう。
- 2 この表において「障害者等」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳又は兵庫県療育手帳制度要綱（昭和49年2月27日障福第749号兵庫県民生部長通知）に基づく療育手帳の交付を受けた者（身体障害者手帳の交付を受けた者にあつては、その介護人を含む。）をいう。